

## 15. 財産の状況

### (1) 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:百万円)

債権区分		債権額	保 全 額		
			担保・保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3年度	80	58	22	80
	4年度	246	219	27	246
危険債権	3年度	1,547	1,467	80	1,547
	4年度	1,219	1,193	26	1,219
要管理債権	三月以上延滞債権	3年度	-	-	-
		4年度	-	-	-
	貸出条件緩和債権	3年度	-	-	-
		4年度	-	-	-
小計	3年度	1,627	1,525	102	1,627
	4年度	1,465	1,412	53	1,465
正常債権	3年度	37,676	-	-	-
	4年度	39,137	-	-	-
合計	3年度	39,303	1,525	102	1,627
	4年度	40,602	1,412	53	1,465

- 注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 注2) 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 注3) 要管理債権  
注4) 「三月以上延滞債権」と注5) 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
- 注4) 三月以上延滞債権  
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しない債権です。
- 注5) 貸出条件緩和債権  
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しない債権です。
- 注6) 正常債権  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権です。

(2)元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

当JAにおきましては、該当する取引はありません。

(3)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
令和3年度					
一般貸倒引当金	151	58	-	151	58
個別貸倒引当金	423	444	6	417	444
合 計	574	502	6	568	502
令和4年度					
一般貸倒引当金	58	123	-	58	123
個別貸倒引当金	444	659	9	435	659
合 計	502	782	9	493	782

(4)貸出金償却の額

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	1,684	0